

統 審 議 第 7 号

平成18年 8 月 4 日

総 務 大 臣
竹 中 平 蔵 殿

統計審議会会長

美 添 泰 人

諮問第310号の答申

牛乳乳製品統計調査の改正について

農林水産省は、平成19年1月以降に実施される牛乳乳製品統計調査（指定統計第33号を作成するための調査）について、生乳、牛乳及び乳製品の生産の実態をよりの確に把握するとともに、農林水産統計の減量化及び効率化に対応するため、調査の範囲、調査事項及び調査方法の変更等を行った上で当該調査を実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計体系の整備、統計需要の的確な対応、調査の効率的な実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

牛乳乳製品統計調査（以下「本調査」という。）は、牛乳処理場及び乳製品工場（以下「工場」という。）を対象に、牛乳及び乳製品の原材料である生乳については都道府県別受乳量及び都道府県間の移出入量を、製品である牛乳及び乳製品については品目別生産量のほか、飲用牛乳等の出荷先都道府県、都道府県間の移出入量等を把握している。

本調査により、生乳については、その流通経路に着目して工場を対象に調査することによって効率的で高い精度の生産統計を、また、牛乳及び乳製品については、生産動態

統計として生産・出荷動向に関する統計を作成するものとなっている。

本調査は、昭和25年の開始以降、昭和46年に調査の枠組みが見直され、現行の基礎調査（毎年調査）及び月別調査からなる構成になったが、特に大きな改正もなく今日に至っている。今回の改正計画は、最近の生乳、牛乳及び乳製品の生産・出荷等を取り巻く情勢の変化を踏まえ、これらの実態を的確に把握するとともに、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適当である。

しかしながら、本調査については、統計体系を整備し、作成される本統計の有用性を更に高める観点から、生産統計調査としての位置付けを明確にし、生乳、牛乳及び乳製品に関する生産・出荷・在庫等の実態をよりの確に把握するため、以下のとおり、調査の範囲、調査事項等について一部変更した上で実施することが必要である。

1 調査の範囲

調査の範囲については、月別調査の調査対象工場のうち、牛乳処理場については、月間生乳受乳量が300トン以上であること、又は県間交流を行っていることのいずれかを満たすものを選定し、その結果、県内生乳受乳量のカバレッジが95%に達しない場合は、95%以上となるよう工場を追加しているが、当該カバレッジを80%に変更する計画である。

これについては、調査結果の利用上、特段の問題はなく、また、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適当である。

しかしながら、月別調査の調査対象については、生乳の移出入量の把握に当たり、これまで工場のほかミルクコントロールセンター（生乳生産者から乳業メーカーへの生乳の移動を調整・管理している生産者団体等の機関）についても調査対象としてきた結果、生乳の取引に関して物流及び商流が混在する統計が作成され、その利用が難しい状況となっている。

したがって、生乳に係る都道府県間の物流の実態をよりの確に把握するため、ミルクコントロールセンターを調査対象から除外し、生産者と工場間の直接的な送受乳量の把握に改めることが必要である。

2 調査事項

- (1) 調査事項及び調査票については、往復郵送調査の導入に対応した見直しが行われており、特に、基礎調査は月別調査で把握している事項をプレプリントした上で実施するほか、月別調査はこれまでの3票の調査票を1票に簡素化する計画である。これらについては、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適当である。

しかしながら、工場における生産性や乳製品の需給実態をよりの確に把握するため、基礎調査において常用従業者数を、基礎調査及び月別調査において乳製品（全粉乳、

脱脂粉乳及びバター)の在庫量を把握することが必要である。

なお、大手乳業メーカーでは、本社が製品在庫の大部分を一括管理している現状を踏まえ、本社管理の在庫について把握するための月別調査票(本社用)を追加することが必要である。

- (2) 基礎調査については、工場の製造設備に関する事項を削除し、生産能力について把握することとしているが、これについては製品供給に係る基盤となる情報を把握するものであり、おおむね適当である。

しかしながら、生産能力の把握に関し、生乳の需給調整能力や工場全体の生産能力を測るための重要な指標である生乳の貯乳能力について把握することが必要である。

- (3) 月別調査については、報告者負担の軽減を図るため、牛乳等の容器容量別生産量に係る事項を削除する計画である。

しかしながら、牛乳等の容器容量別生産量については、容器包装リサイクル関係の法整備が図られ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に向けた地方公共団体、事業者及び消費者の取組が一層強化されることとなり、こうした取組の企画等に当たっては不可欠のデータであることから、引き続き把握することが必要と考えられるため、報告者負担の軽減に配慮し、基礎調査において調査事項等を必要最小限に絞って把握することが適当である。

さらに、牛乳の生産・出荷に関する実態をよりの確に把握する等の観点から、基礎調査における牛乳の学校給食向け割合の把握については、これに替えて、基礎調査及び月別調査において牛乳の学校給食用生産量について把握することが必要である。

3 調査方法

調査方法については、基礎調査ではこれまでの調査員又は職員による他計申告方式の調査から、月別調査の対象工場でもある工場については往復郵送調査に、基礎調査のみの対象工場については調査員による他計申告方式の調査に変更する計画である。また、月別調査ではこれまでの調査員による他計申告方式の調査から往復郵送調査に変更する計画である。

これらについては、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減を図るものであり、おおむね適当であるが、基礎調査のみの対象工場については、更なる効率的な調査方法を導入する必要がある。

4 集計・公表

- (1) 生乳生産量及び用途別処理量については、本調査では直接把握できない生産者の自家消費等の数量を別途推定し、これを本調査結果から得られた欠減(輸送や処理の過程で減耗した生乳)の数量と合計の上、「その他」欄に公表している。

しかしながら、生乳の用途別処理量の実態をより明確にし、統計利用者の利便を

図る観点から、欠減の数量及び自家消費等の数量が明らかになるよう、用途別処理量の「その他」欄の内訳として欠減の数量を公表することが必要である。

- (2) 月別調査の乳製品については、鉱工業生産指数の採用品目となっているが、当該調査結果は、これまで翌月末公表の同指数（速報）ではなく、翌々月公表の確報に反映されていた。

したがって、月別調査結果が鉱工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化を図ることが必要である。